

「地方公営企業等金融機構の財務会計 に関する研究会」開催要綱

1. 趣 旨

地方公営企業等金融機構（以下「機構」という）の会計処理については、機構法第35条（企業会計原則）において「機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。」とされている。

本研究会は、機構の会計処理に関する省令を定めるに当たり、財務会計制度について検討を行うものである。

2. 名 称

本会合は、「地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 検討内容

主に以下の論点を中心に、地方公営企業等金融機構の財務会計に関し検討を行う。

〔主な論点〕

- 財務諸表上の体系的な整理
- 公営企業健全化基金の取り扱い
- 勘定分離の在り方の整理
- その他

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1) 研究会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (5) 会合終了後、配布資料を公表するとともに、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。